

博士論文要旨

所 属 社会行動学専攻社会福祉学教室
学修番号 12960103
氏 名 根岸 弓

日本の被虐待児の福祉に資する児童虐待対応法制度の構想 ——評価指標の構築および制度構想に対する理論的・経験的検討——

どのような対応が被虐待児の福祉に資するのか。これは長く問われ続けている問いであり、本研究のリサーチ・クエスチョンもここに位置づく。

この問いに迫ろうとすると、従来の児童虐待対応研究では、大きく制度・政策面からのアプローチと援助技術面からのアプローチがとられてきた。本研究では、制度・政策面、とりわけ法制度に焦点を当てる。その理由は、われわれが相対的に法制度に高度な拘束性を認識しており、また、これと矛盾するものでもあるが、法と運用との間にずれのあることが広く認識されているためである。さて、法制度を研究対象とした先行研究では、制度の指向性に子どもの保護の重視と家族支援の重視とがあること、強権的介入は保護者と子どもの養育する／される権利の侵害でもあることなどが明らかにされてきた。その一方で、大きく3つの点で限界がある。第1に、共通の評価指標を持たず、評価に対する理論的な説明が十分でないために、一つの国に対して提示される多種多様な評価の関連やばらつきを整理することが難しく、矛盾する評価もそのままに残されていることである。そして第2に、制度の望ましさを提示する際、その根拠について、理論的側面および被虐待児の経験的側面から検討しているものがほとんどない点である。特に後者の点は、児童虐待対応が被虐待児の福祉に貢献することを目的とする限り、重視されるべき点である。第3に、法には法の射程があるが、この射程があまり意識されていないまま評価や提言がおこなわれていることである。そこで、日本の被虐待児の福祉に資する児童虐待対応法制度の構想を得るため、以下の3つの小課題を設定した。第1に、評価指標を構築することである。これにより、評価の方向性のバリエーションを獲得するとともに、日本の現行法制度の評価を得る。第2に、理論と経験的研究の両側面から、望ましい法制度のあり方を構想することである。理論的側面としてパターンリズム論から、経験的側面として被虐待児へのインタビュー調査から、これを明らかにする。そして、第3に、小課題2で得られた望ましい制度の構想の実現可能性を、法の射程に照らして考察することである。

第1の小課題については、『参加』の権利スケールを構築した。本スケールは、児童虐待対応の定義、「保護者から子どもへのケアに対し、社会が不適切であると判断して介入すること」から導かれる2組の対概念「保護者と子ども」「介入（保護）と自律／主体化（社会が承認した個人の自律性）」を骨格とする（「児童虐待対応制度の構造分析モデル」）。こ

ここで実際の法制度に目を向けると、被虐待児の虐待からの保護を目的とする法制度において、保護にかんする規定はおおよそどの国にも共通したものがみられるが、時に親権にも勝る強制力を持つこの行政権の強さは各国で異なり、この差異を決定しているのが当事者の自由権・養育権の保障程度、すなわち主体化程度であることがわかる。そこで、「『参加』の権利スケール」は当事者の主体化程度を指標とし、子どもの権利委員会の文書等から導かれた当事者の主体化にかんする 33 項目について、各国の法律がどの程度満たしているかを測るようデザインした。そして、日本を含む 4 ヶ国に対して適用した結果、他の 3 ヶ国に比べ、日本の現行法制度は当事者の主体化が低く抑えられた制度であることが示された。また、日本の得点に注目すると、わずかではあるが子どもの得点は保護者のそれよりも低く、被虐待児はより保護的に位置づけられていることがわかった。

では、このような日本の法制度のあり方は、望ましいあり方であるのか。第 2 の小課題「理論と経験的研究の両側面から望ましい制度のあり方を構想する」では、小課題 1 で構築した「保護か自律／主体化か」の方向性にそって、パターナリズム論と被虐待児へのインタビュー調査から考察をおこなった。

パターナリズム論からの検討においては、まず、大人と子どもの区分が明確に論証されていないことから、リベラリズムの前提に立つならば、子どもを理由にパターナリズムが無制限に許容されることはないことを確認した。そして、いくつかあるパターナリズムの種類のうち、**Deep Paternalism** と **Hard Paternalism** は、この無制限の介入が許容されない原則に反することから、避けるべき類型であることを確認した。逆に、望ましいパターナリズムの類型には、**Liberal Paternalism** と **Soft Paternalism for one-party** が挙げられた。これらの類型を、被虐待児・保護者・支援者の 3 者関係における児童虐待対応のバリエーションに対応させ、小課題 1 で構築した「児童虐待対応制度の構造分析モデル」で整理した結果、児童虐待対応法制度として、被虐待児と保護者の主体化が保障された制度が望ましいと結論づけられた。

望ましい制度にかんする被虐待児へのインタビュー調査からの検討においては、まず、被虐待児は、児相とかかわりを持つことになった／なっている間、自らの人生が被介入対象であることを認識しながらも、自分なりの人生設計を立てていることが明らかとなった。そのために、十分な説明のないまま支援者が援助内容を決定するなど、主体性を認められず、「参加」から排除されれば否定的な経験となっていた。一方で、積極的な参加こそよいかといえば、被虐待児は児童福祉司をはじめとする支援者との間で、時に積極的な参加から退出できるような「参加」や、被虐待児の利益にならない場合には、その意に反する介入がおこなわれることを求めている。また、保護者の参加については、これを否定はしないものの、被虐待児がコントロールできることが重要であることが示された。

以上の被虐待児の声をパターナリズムの類型に対応させると、パターナリズム論からの検討では否定されなかった **Soft Paternalism for one-party** が否定され、逆に、望ましくないとされた **Hard Paternalism** による介入は被虐待児から望まれていることがわかった。そして、

これを 3 者関係における児童虐待対応に対応させたパターンリズムの類型で理解すれば、パターンリズム論における検討と同様に、被虐待児と保護者とが主体化されている制度が望ましく、そのなかでも被虐待児の主体化がより重視される制度が望ましいと結論づけられる。

第 3 の小課題「望ましい制度の実現可能性の検討」については、児童虐待対応で用いられる児童福祉法と児童虐待防止法にかんする立法府と周辺の委員会における審議録を分析し検討した。その結果、被虐待児は、参加する主体ではなく保護を受ける客体として語られることが多く、また、子どもの福祉は、子どもの権利によってではなく大人の義務によって保障されるものと語られることが多かった。「子どもの保護を大人の義務によって保障する」との言説は、被介入者に対する介入内容を、被介入者の意思に先んじて介入者自身が検討する、ということであるから、これは Deep Paternalism に親和的である。このような思考の枠組みは、立法関係者の「支援者として、大人として、子どもを守らなければならない」との社会正義から導かれていると考えられる。しかし、Deep Paternalism に基づく思考の枠組みにおいては、Deep Paternalism の性質から、被虐待児は、当然に参加権を持つ立法関係者とは区別された、「他者」として位置づけられることになる。そうして、これまでの立法をめぐる審議では、被虐待児を立法関係者と同じ「参加」する主体と位置づける発想そのものが阻害されてきたと考えられる。以上より、現状では、望ましいとされる被虐待児の「参加」が保障された制度は、実現が困難であると結論づけられる。

以上、3つの小課題の結果から、本研究のリサーチ・クエスチョン「日本の被虐待児の福祉に資する児童虐待対応法制度とはどのようなものであるのか」に答えるならば、被虐待児の「参加」が保障された制度だということができる。しかし、法の射程を意識するならば、その実現は困難であるといわざるをえない。

では、そもそも被虐待児の「参加」を法で保障する必要はあるか。「参加」を具体的に整理すれば、「参加」とは、「しない権利」や対話も含む概念である。このように「参加」を捉えるなら、拘束性の高い法律で「参加」を権利として保障することで、支援者の裁量で被虐待児が「参加」から排除されたり、意見表明を強制されることを防ぐことができるだろう。また、一律に個人の文脈が取り込まれることになり、個々の文脈に即した支援が可能となることで、より多くの被虐待児の福祉を向上させる可能性もある。被虐待児の「参加」権を法に規定する意味は、ここにある。

では、日本にみられる被虐待児の参加権の法的保障の困難性を克服するにはどうすればよいか。その打開策としては、第 1 に、危機介入以外の児童虐待対応のフェーズに注目すること、第 2 に、われわれが被虐待児に付与している「他者性」を再考することが提案できる。いずれも、被虐待児が子どもであり、身体的・精神的暴力の被害者である、という 2 つの特別な事情を抱える存在であることに十分配慮することを忘れてはならない。しかし、その前提の上で、われわれが被虐待児の人生に介入しながら、当人を自身の人生の設計に「参加」させないでいる理由を考える必要がある。

最後に、本研究の意義と課題を述べる。小課題 1 で構築した「『参加』の権利スケール」は、条文解釈等では比較検討が難しい中程度から大規模の N 数に対応する。そのため、本スケールの結果から、条文解釈等による比較をおこなうべき国を発見することも可能であり、法学や社会政策学との架橋に貢献した点は、児童虐待対応の制度研究として 1 つの意義があるだろう。また、小課題 2 で得られた被虐待児の声からは、従来の子どもの参加権論に対する新たな知見が提案できた。子どもの参加権は、積極的な参加だけでなく、消極的なあり方からも構成されるべきであり、また、自律性の陶冶のためだけでなく、現在とそこから連なる将来の子ども自身の福祉のために保障されるべきものだといえる。被虐待児の声から従来の子どもの参加権論への新たな提案ができたことは、本研究のもう 1 つの意義であると考える。課題には、「『参加』の権利スケール」における得点化の際の数値の重みづけの問題、インタビュー対象者の偏り、児童福祉法 2016 年改正の背景理解の深堀りなどがあげられるが、特に、インタビュー結果の参加権論における意味およびパターンリズム論における意味についての考察は、まだほんの入り口に立ったにすぎない。引き続き研究を重ねていきたい。